

質問第三十一号

政府印刷局ストに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿參年貳月拾六日

政府印刷局ストに関する質問主意書

文化の中心作業は印刷であり、又印刷部には人材が少ない様で事實は哲人的人材が多いのである、ストに入り國會公報までが中止の状態は全く見る影もない慘狀である。ストする人々の氣持は生活が出来ない收入にあるのである。政府は我が子と思う親心で政治を取れば速かに解決すると信ずるが政府の所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。